

○おいらせ町大会出場補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町のスポーツ又は文化の振興発展を図るため、各種大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) おいらせ町に住所を有する小学校児童及び中学校生徒の部活動及びスポーツ少年団活動、クラブ活動が大会に出場する事業（以下「小中学生大会出場事業」という。）
- (2) 18歳以上の成人が大会に出場する事業（以下「成人スポーツ大会出場事業」という。）
- (3) 青森県民スポーツ大会及び北奥羽総合体育大会に出場する事業（以下「県民スポーツ大会等出場事業」という。）

(補助対象経費等)

第3条 前条の補助対象事業に対し交付する補助金の目的、補助対象者、補助対象経費及び補助額（以下「補助対象経費等」という。）は、次の表に定めるところによる。

補助対象事業	補助対象経費等
(1) 小中学生大会出場事業	別表第1
(2) 成人スポーツ大会出場事業	別表第2
(3) 県民スポーツ大会等出場事業	別表第3

2 補助額は、協議により打ち切りとすることができる。

3 協議は、必ず事前協議とする。

(補助金交付の限度)

第4条 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において3回を限度とする。ただし、補助を受ける大会を経て出場権を得た上位大会に連続して出場する場合

は、同一大会に出場したものとみなす。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助対象大会の終了後、大会出場補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象大会に関する開催要項またはこれに相当する書類
- (2) 補助対象大会の出場者名簿
- (3) 補助対象大会の出場要件となる予選会を経たことまたは推薦及び選抜されたことを確認できる書類(様式第2号をもって替えることができる)

2 規則第3条第1項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象大会終了報告書(様式第3号)
- (2) 補助対象経費に該当する領収書の写し
- (3) 大会に出場した結果が分かる書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、大会出場補助金交付決定通知書(様式第4号)をもって通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金を請求しようとするときは、大会出場補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(適用除外)

第8条 町長は、補助対象大会の開催地が遠方の場合または補助対象経費が高額となる場合は、規則第13条の規定により概算払いとすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受ける場合の手続きは、規則の例によるものとする。

(書類の整備等)

第9条 補助対象者は、補助対象大会に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象大会が終了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前のおいらせ町大会出場補助金交付要綱（令和4年おいらせ町教育委員会告示第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	小中学生大会出場事業
補助目的	おいらせ町に住所を有する小学校児童又は中学校生徒が所属する部活動及びスポーツ少年団活動、クラブ活動において、大会に出場するための経費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減並びにスポーツ、文化の発展に寄与することを目的とする。
補助対象となる大会	(1) 国又は地方公共団体が主催又は共催する県大会以上の大会 (2) 中学校体育連盟、吹奏楽連盟が主催又は共催する県大会以上の大会 (3) 日本スポーツ協会及びスポーツ少年団、その加盟団体が主催又は共催する県大会以上の大会 (4) 前3号の団体に準じた団体が主催又は共催する県大会以上の大会
補助対象の基準	(1) 予選会を経て県大会以上の大会出場資格を得た個人又は団体 (2) 町長が認める団体から推薦又は選抜を経て県大会以上の大会に出場する個人又は団体
補助対象者	(1) 部活動として当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内小中学校に在籍し、かつ町内に住所を有する児童生徒とし、団体競技の場合は、大会規定によりエントリーされた補欠選手を含む。 (2) 部活動として当該大会に参加する指導者に対する補助対象範囲は、代表指導者1人、引率者1人とする。 (3) スポーツ少年団、クラブとして当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内に住所を有する小学校児童、中学校生徒とし、団体競技の場合は、大会規定によりエントリーされた補欠選手を含む。

	(4) スポーツ少年団、クラブとして当該大会に参加する指導者に対する補助対象範囲は、代表指導者1人とする。	
申請の手続き	<p>(1) 部活動の場合、補助金の交付に関する手続きは、補助対象者が在籍する当該学校長が行うことができるものとし、補助金は当該学校長に交付するものとする。</p> <p>(2) スポーツ少年団、クラブの場合、補助金の申請に関する手続きは、補助対象者が所属するスポーツ少年団、クラブの代表者が行うことができるものとし、補助金は当該スポーツ少年団、クラブの代表者に交付するものとする。ただし、個人の場合、補助金の交付に関する手続きは、児童生徒の保護者が行うことができるものとし、補助金は児童生徒の保護者に交付するものとする。</p>	
補助対象経費	科目	補助対象経費の算定基準
	交通費	<p>(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による開催場所までの往復経路とする。</p> <p>(2) 公共交通機関の始発に乗車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、町長が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。</p>
	宿泊費	<p>(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乗車しても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとする。</p> <p>(2) 宿泊に要した経費の実費相当額とし、1人1泊につき10,000円を上限とする。</p>
	燃料費	<p>(1) 町保有バスを使用した場合の燃料代実費相当額</p> <p>(2) 町保有バス又は町委託バスが使用できず、やむを得ずバス運行業者を利用する場合の実費相当額</p> <p>(3) 町保有バス又は町委託バスが使用できず、やむを得ず自家用車を使用する場合の燃料代は、1台あたり1日3,000円とする。ただし、近隣地域（八戸市、三沢市、十和田市、三戸郡又は上北郡）においては、1台あたり1日1,500円とする。</p>

		(4) 前号にあたっては、1台あたり4人乗車として換算する。
	通信運搬費	補助対象者が開催場所まで運搬することが困難な用具の運搬費
	使用料及び賃借料	(1) 大会の出場に要するバス借上料の実費相当額（町保有バス又は町委託バス、公共交通機関が利用できない場合に限る。） (2) 宿泊先から開催場所までのタクシー借上料の実費相当額（公共交通機関が利用できない場合に限る。） (3) 高速道路及び有料道路の料金実費相当額
	負担金	大会の主催者が定める参加料又は入場料（補助対象者分に限る。）
補助額又は補助率	補助額は、大会の種別に応じて補助対象経費に次の補助率を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (1) 県大会は、補助対象経費の5割とする。 (2) 東北大会は、補助対象経費の6割とする。 (3) 全国大会は、補助対象経費の7割とする。	
備考	(1) 県からの旅費が支給される教職員分は、補助対象外とする。 (2) 町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。	

備考 別表第1に記載のない事項については、事前に協議するものとする。

別表第2（第3条関係）

補助対象事業	成人スポーツ大会出場事業
補助目的	町を代表して大会に参加するための経費の一部を補助することにより、町のスポーツ普及振興と競技力向上を図ることを目的とする。
補助対象となる大会	(1) 国又は地方公共団体が主催又は共催する東北大会以上の大会 (2) 日本スポーツ協会又はその加盟団体が主催又は共催する東北大会以上の大会

	<p>(3) 前号に準じた団体が主催又は共催する東北大会以上の大会</p> <p>(4) 前3号に掲げた大会に出場する場合であっても、部活動の一環として出場する場合は補助対象外とする。</p>	
補助対象の基準	<p>(1) 予選会において東北大会以上の出場資格を得た個人又は団体</p> <p>(2) 予選会においてスポーツ競技団体からの推薦を経て出場する個人又は団体</p>	
補助対象者	<p>(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内に住所を有する成人（大会出場時点で18歳以上であること。）とする。</p> <p>(2) 選手並びに監督、コーチは、大会規定によりエントリーされたもので、補欠選手を含む。</p>	
補助対象経費	科目	補助対象経費の算定基準
	交通費	<p>(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による開催場所までの往復料金とする。</p> <p>(2) 一つの大会につき1往復とし、下田駅から各競技会場最寄り駅までの運賃、急行料金（片道50km以上）及び特別急行料金（片道100km以上又は盛岡市）の往復分とする。ただし、公共交通機関の利用が困難な場合は、事前協議により積算基準を決定する。ただし、新幹線のグリーン料金、航空運賃を除く。</p> <p>(3) 自家用車、貸切バスを使用する場合は、燃料費は補助対象外とし、下田百石インターチェンジ又は三沢十和田下田インターチェンジから各競技会場地の最寄りのインターチェンジまでの高速道路通行料金を対象とする。</p>
	宿泊費	<p>(1) 補助対象期間は、大会に出場する日までとする。</p> <p>(2) 1人1泊につき10,000円を上限とする。</p>
	負担金	大会の主催者が定める参加料（プログラム代を除く。）
補助額又は補助率	補助額は、補助対象経費に次の補助率を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	

	<p>(1) 東北大会は、補助対象経費の5割とする。ただし、補助対象者1人あたり20,000円を上限とする。</p> <p>(2) 全国大会は、補助対象経費の5割とする。ただし、補助対象者1人あたり50,000円を上限とする。</p>
備考	町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。

備考 別表第2に記載のない事項については、事前に協議するものとする。

### 別表第3（第3条関係）

補助対象事業	県民スポーツ大会等出場事業	
補助目的	おいらせ町に住所を有する者で、青森県民スポーツ大会又は北奥羽総合体育大会出場者の経費の一部を補助することにより、大会出場者の育成及び技術の向上を図ることを目的とする。	
補助対象となる大会	<p>(1) 青森県民スポーツ大会</p> <p>(2) 北奥羽総合体育大会</p>	
補助対象者	<p>(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内に住所を有する成人（大会出場時点で18歳以上であること。）とする。</p> <p>(2) 選手並びに監督、コーチは、大会規定によりエントリーされたもので、補欠選手を含む。</p> <p>(3) 町スポーツ協会役員に対する補助対象範囲は、当該協会の会長、副会長、理事長及び副理事長とする。</p>	
補助対象経費	科目	補助対象経費の算定基準
	宿泊費	競技会場が近隣地域（八戸市、三沢市、十和田市、三戸郡又は上北郡）以外の場合は、1人1泊につき10,000円を上限とする。
	消耗品費	事務用品、紙代
	食糧費	1人につき700円を上限とする。
	通信運搬費	郵便料金、切手、はがき代
	使用料及び賃借料	(1) 車両借上料は、1台あたり1日3,000円とする。ただし、近隣地域（八戸市、三沢市、十和田市、三

		戸郡又は上北郡) においては、1台あたり1日 1,500円とする。 (2) 前号にあたっては、1台あたり4人乗車として換算 する。 (3) 有料道路通行料及び駐車場金については、実費相 当額とする。
	負担金	(1) 上北郡予選大会参加料 (2) 県民スポーツ大会負担金 (3) 県民スポーツ大会参加料 (4) その他大会参加に必要な経費で町長が認めるもの
補助額又は補助率	補助対象経費の10割とする。	
備考	町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差 し引いた額を経費とする。	

備考 別表第3に記載のない事項については、事前に協議するものとする。